



『柳営勤役録』 解題と翻刻

松本, 充弘

(Citation)

神戸大学文学部紀要, 53:1-49

(Issue Date)

2026

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/0100503523>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100503523>



『柳営勤役録』 解題と翻刻

松 本 充 弘

解題にかえて

小稿で紹介する『柳営勤役録』は、大阪府立中之島図書館に所蔵される石崎文庫に含まれている。石崎文庫は和漢書一一四七八点からなるコレクションで、本史料はそのうちの一点である（注1）。同様の名称を持った史料は国立国会図書館をはじめとしたいくつかの機関に所蔵されており、東京大学史料編纂所による名古屋蓬左文庫の調査において、『柳営勤役録』の解題が紹介されている（注2）。それによると、聞き書きのような体裁をとりながら幕府職制の経緯と勤務内容について記すとした上で、卷之二における石川近江守綱茂の西丸側用人就任（享保一〇年（一七二五））と、卷之四の「当時二条大坂勤番之年賦」が本史料の成立年代を比定する手掛かりになるとの旨が解説されている。

この点では、卷之四における「町奉行」の項にも年代比定のさらなる手掛かりがある。この中では『柳営勤役録』

卷之四が成立した時点での南町奉行が松波筑後守正春、北町奉行が石河土佐守政朝ということになっている。松波の就任期間は元文元年（一七三六）八月一二日から同四年九月一日、石河の就任期間は元文三年二月二八日から延享元年（一七四四）六月一日までである（注3）。いうまでもなく各々の巻が同時期にはなく複線的に成立している可能性を考慮する必要があるが、南北の町奉行である松波・石河両者の就任期間が重複する元文三年二月二八日から同四年九月一日の間が、『柳営勤役録』成立の時期として有力であると考えておきたい。

次に、『柳営勤役録』の構成を示す。

- ・ 卷之一 大老、溜り詰、老中、西丸老中、老中並
- ・ 卷之二 京都所司代、大留守居、若年寄、西丸若年寄、高家衆、側用人
- ・ 卷之三 奏者番、雁之間詰、大坂城番、寺社奉行、側衆、駿府城代、留守居年寄
- ・ 卷之四 大番頭、大坂加番、書院番頭、駿府加番、小姓組番頭、大目付、町奉行
- ・ 卷之五 勘定奉行、作事奉行、普請奉行、小普請奉行、小普請組支配、新番頭、旗奉行、鑓奉行
- ・ 卷之六 百人組頭、持弓・筒頭、先手、留守居番、小十人頭、目付
- ・ 卷之七 使番、徒頭
- ・ 卷之八 長崎奉行、関東郡代、勘定吟味役、医師

基本的には大老のような重職から順を追って説明を加えていく形式をとっている。また、巻之七のほぼ全体が使番の項に割かれている点など、記述を進める上での力点の置き方に多少の特色が伺える。この点については類本の校合などを通じて、本史料の著者や編集目的などについて考察を深める必要性を感じているところである。

ただ、『柳営勤役録』は『国書総目録』に登載されるなど早くからその存在が知られていた史料であるにも関わらず、管見の限りこれまで全文の活字化がなされたことはなかったようである。筆者の所属する大阪市平野区の「ひらの古文書を読む会」では二〇二四年四月以来、石崎文庫の『柳営勤役録』をテキストとして講読を進めてきた。翻字の適否はもちろん、史料の性格や内容について、約一五名の会員相互で意見を交換しつつ、二〇二六年一月をもって一通りの講読が完了した。古文書会の活動を記録に留めるといことも目的としつつ、史料紹介をおこなうことを述べてささやかな解題としたい。

注釈

- 注1 『大阪府立図書館蔵石崎文庫目録』（大阪府立図書館、一九六八年）。上（巻之一―三）、下（巻之四―八）の二冊からなる。
- 注2 『東京大学史料編纂所報』第二九号、一九九四年。
- 注3 『国史大辞典』第十三巻（吉川弘文館、一九九二年）、「町奉行」項。

〔史料翻刻〕

凡例

- 一 ここでは、大阪府立中之島図書館所蔵の石崎文庫に含まれる『柳営勤役録』を翻刻した。なお、本史料の画像は国文学研究史料館の国書データベースにおいて公開されている（書誌ID…300096536）。
- 二 通読の便宜を図るため、翻刻に際して適宜読点「、」や並列点「・」を補った箇所がある。また紙幅の都合上、

本文は詰めて表記した。ただし、闕字および並出については一字空きとした。

三 用字は原則として新字体によった。ただし、人名・地名等の固有名詞については原文に記された旧字・略字・別字に近いものを選択している場合がある。また、合字「𠂇（より）」のほか、「而」、「江」、「与」等の助詞、「𠂇」等の漢字についてはそのまま残した。

四 著者が加えた注記には、全て括弧を付した。

五 原文の抹消箇所（見せ消ちなど）には、抹消線を付した。

六 原文の挿入箇所には、「亀甲括弧」を付した。

七 翻字が確定できない箇所については、■により示した。また、虫損や破損がある箇所には、文字数を推定した上で□により示した。

八 原文には、今日では人権上不適切な内容および表現が含まれている。しかし、歴史資料としての観点からそのまま翻刻することとした。

柳営勤役録卷之一

諸御役人之次第

大老

一 此職当時無之、昔より時に取て有之、又是を闕事あり、必竟其人に依て被 仰付事歟、其官或ハ少将、又は中将、是又其人によりて年老による事歟、月番御用評定所出座、奉書 連判等御免也、但 御内書渡しの事司之事有り

一大老中の一等上なれば、其会釈又重し、老中と同道の時は、則一二歩も先立、諸家への会釈又右に准す、日々登城有之、老中と同退出有之

一世上よりの付届、御礼事、御祝儀事、諸献上残り諸音物等、又何茂有之

一武家執事と号する事有、又先年土井大炊頭利勝ハ元老と号す、名目替り有といへとも、何れにても其職忝人也、其政務を司る事、権柄の軽重ハ忝人の器によるへき事歟

一近年老中の内上座の人功老年老に依て加判の列、其外評定出座、月番御用等も御免にて相勤らる事有、是は時の座上たりといへ共、必竟其内列を離れず、諸家の会釈ハ替る事なし

一御城に下部屋あり、御門懸板に大老の名を書、少間を置いて老中の名を書也、御城内惣下座勿論也

一御目覚御機嫌伺置中、月番より登城案内等老中と同じ

按するに此職たる事、往昔鎌倉將軍の時北條遠江守時政執権と号し、政務を取計ふ、其後威權盛に成りて一向天下を掌握し、名のミ執権にて実ハ天下の主たり、其後足利尊氏の天下となり、高武藏守師直執権何れも一人の職たり、其後相繼て其人ハ代るといへ共、其威權の重き事相替らず、足利義満將軍の代に及て名目を変して管領と号し、斯波・細川・畠山を以て三管領とし、時に取て老人宛其職を司る、足利の末に三好修理太夫長慶管領として威を振ふ、太閤秀吉公の時ハ大老と号して五人あり、其官録（條々）又重き事諸家に超過セリ

御当家に及て井伊の家相繼て此職に任す、往昔の執権・執事の職に比すればや、輕キ歟、名将神武の智恵を以て鑑ミ給ひ、其下に別に加判の列有て、共に天下の政事を執行ふ故、威あれとも猛ならず、権あれ共別れて忝人に決する事なし、威和双ひ行ハる、事環の端なきかことしと云フへし

往昔土井大炊頭利勝元老たりし時の格、老中に先立事一二歩なりしと也、其後酒井讃岐守忠勝大老の名目はなしといへ共、世上の重する所大老の威備ハリ、老年に及て致仕し剃髪して空印と改む、然れ共大老の良弼故別義を以て被 召出、政務の御沙汰を取計ふ、剃髪故白衣に羽織にて拝領の紫のく、り頭巾を被り、老中と列座あり、其御座敷の柱にいつも寄り懸りて對話し、大方の事ハ 上へ伺セす、空印の了簡を以て決断有しと也、依之此柱を夫よりして空印柱と今に於て称セリ、其後又酒井雅楽頭忠清大老職たり、威権共に有之、時の人下馬將軍と号す、其後堀田筑前守正俊は又威権あり、近来に及て井伊掃部頭直該一度隠居剃髪的身たりしを、束髪して大老職に被 仰付勤之、此人老年と云、且痔の病を患ふ、依之日々の登 城にも外科の心懸ある者を惣髪にして供の外に小部屋へ詰させしと也、右の者共ハ医師の格にも非ず、側坊主抔の格にて五徳或ハ七りんなど云名を付られ、此掃部頭時々脱肛出しを此者共其療治をする役のよし也

又是より前、松平美濃守吉保ハ大老と云名目云なし、御側御用人にも非ず内外の事を司り、大老の格のこつく格段に老中の上なり、是等格外なれは例とすへきには非ず、尤官爵も四位の少将也

元和九年 大猷公將軍 宣下あり、其頃ニハ武家の執權侍従を限る、老中ハ諸事四品迄なりしを、寛永七年九月明正院御即位の時関東より酒井讃岐守忠勝 上使として罷登りけるか、差添て松平伊豆守信綱も遣されけるに、讃岐守左近衛少将、伊豆守は侍従になされける、同月十二日 御即位登極の礼義済ける後、讃岐守固辞して受さ(マヤ)りければ、責ての事にとて一級をす、められ、従上の四位に叙せられしをを、早速にハ請申さて、関東に申達してこそ従四位の上階ニそ進ミけれ、凡武臣少将に任するハ高家御家門の外諸侯の外にハ讃岐守計也、増て従上の一級ハ又各別の朝恩とこそ申侍れ、其後ハ執權の人少将、老中ハ各侍従かく権柄を執らる、かと見へし

溜り詰

一此職當時四人有之、内式人宛在府、於江戸交代也、御礼日の外に二度程登城有之、則五日に一度程の積り也、御黒書院溜り間江暫く相詰、老中に謁し御機嫌伺御用有之節ハ老中列座にて對話有之由、諸大名へ重き被仰渡有之節ハ老中上列座有之、其外何事にても御規式之節ハ出仕有之、老中の上に被着座、又御規式之御社參御佛詣之節は予参有て、則御先立を相勤て、五節句御目見ハ御白書院にて御三家并松平加賀守相濟、其次二出ルなり、諸献上等も御三家・加賀守溜り詰の面々ハ諸家とハ格段なり、又幸不幸に付て上使も被下事、是又諸家とハ格別の事有り、官ハ中将、少将、又ハ侍従、年老家柄にもよる也

一御規式御礼之節ハ御簾を揚る事を司る也

按するに此職定りたる数有之、又其家代々有様なれ共、左にも非らざる歟、其初松平下総守忠明此職勤之、是は上の御氣に合、常二登城有りしと也、又保科肥後守正之ハ其頃威徳兼備りて、天下の大評定として政務を執行ふ、夫故続て後の肥後守正容此職たり、又酒井備後守忠朝も相勤之、近來酒井雅樂頭忠清勤之、松平讃岐守家も代々続て勤之、井伊掃部頭ハ元來執事の家たれば、是又當時其職たり、又四家の内にも勝劣ある歟、松平先肥後守嫡子大膳太夫ハ部屋住にて、其職に非すといへとも、御目見之席ハ溜りの間の末座に出る、今の松平中務太輔席のとし、又當時松平下総守嫡子飛驒守ハ帝鑑の間席也、又下総守往昔侍従の時、老中の下に列する時有りし也

老中

一 此職を奉書連判と称す、又加判の列と云、右之役被 仰付時ハ加判の列といふ也

一月番の節諸御用一切司之、登 城之時月番より同役中へ為案内徒者を出す、非番月之面々ハ此案内次第に登 城有之事也、尤非番月の面々と月番の外未案内来らざる方へ段々案内有之而登 城也、使之者其屋敷へ行、着ざる以前に登 城なれば途中にても其段申達る事也

一 右官位ハ各侍従に被任、但往昔ハ従五位下也

一 其司る所の御用ハ 禁裏御所方、公家門跡方の事、又其支配する所は国持及万石以上之大名、并九千石以下の交代寄合、役人にては大番頭以上之面々、大目付、町奉行、勘定奉行、御作事、御普請奉行、西丸御留守居、小普請支配等也、其外 米良 松前 知久 小笠原 岩松 座光寺 松平太郎左衛門 中嶋与五郎 高木 山村 那須等之類支配之

一 老中一判奉書之次第ハ御機嫌伺、輕き進物、当座之儀、此外にも七夕献上、或ハ御香典献上等之奉書一判なり、右奉書之次第寛文四甲辰年四月被 仰出也

但大名幼少之内十歳迄も献上物雖差上之、奉書ハ不被出也、十歳歳々奉書被成下之、拾万石以上者月番老中之使者持参之、其以下者徒使持参之、勿論家柄による事也

一 端午重陽等之御内書渡之事、昔ハ大老司之由、今ハ月番之老中司之、其家の格に仍て殿中にて渡すも有、其外悉く月番の宅へ諸家の留守居を呼、使者の間の上に於て忝人宛出之渡之事也

一月番之節ハ毎朝客对在之、但御精進日ハ除之、使者の間の上間へ出て一兩人宛代ルく対面有之、諸願之内聞、又

ハ諸役人ハ役筋の内聞有之事也、御家門国持大名溜り詰等の面々ハ大書院也、又御挨拶筋により小書院内書院等にて謁見、或ハ三奉行諸役人等其外 親敷面々ハ勝手座敷にて対面懸ヶ合の料理出る、其外出入の小役人、御坊主、絵師、能役者、御用達、諸職等の類勝手へ相詰料理出之、右謁見相済勝手へ入、其跡にても追々客来有之て無抛用向は再び出て 対面あり、又大概の用向ハ表用人罷出、御用私用之品承り達之

一部屋番と云役人有りて、常に御城下部屋の鍵を預ル、先明六ツ時分に 御目覚為御機嫌伺登 城し、同役中之家来を待合、揃候而老中附之御坊主を呼出し、御目覚御機嫌伺之段申入、御坊主取次当番之奥御右筆へ達し、則奥御右筆より御目覚之有無御機嫌之御様躰を承り、部屋番へ申達之、其外地震雷等之節ハ昼夜に限らず右之役人を以て御機嫌相伺之事也

一 登 城之刻右部屋番に徒之者𪛗人差添、下部屋へ行相詰罷在、退出之節部屋を仕廻て罷歸る事也

一 出火之節大火に及時は昼夜に不限月番老中登 城有、但夜ハ下乗橋の外百人組箱番所上の間へ出 御奉書火消等在被申付、御徒内腰かけに相詰御用次第に御奉書を請取御使相勤る事也

一 紅葉山上野増上寺江 御名代ハ非番月の老中并に松平右京太夫と順番に相勤之、御三家并国持大名等参勤之節ハ其節上使相勤之

一 大火之節、上野増上寺近火などの節は𪛗人宛出、指図有之、還御御成之節ハ𪛗人宛乗輿にて供奉也

一 御用箱ハ蓑箱江入登 城、下部屋へ老中附之御坊主迎に出、右御用箱を請取、則跡ニ付御殿へ入

一 惣而の御用向月番にて達之といへ共、別に請取くの御用向有之、或ハ大奥御女中方御用或ハ公事御用御鷹御用、御勝手方御用など品々有り、其外臨時ニ被 仰付事あり、或朝鮮人御用、日光御社参御用の類之如き也、ヶ様の懸

りハ又其下の御用掛りの役人御殿の御部屋にて伺之、其御用之品ニ合不濟内ハ外の老中より遙に遅く退出の事も有之、但用番ハ縦常御用無之而も右非番月御用懸り之濟間ハ退出扣らる、也

一坂下御門より登城之事、若年寄以下ハ皆坂下御門にて下乗也、尤老中計ハ乗輿にて御本丸は御台部屋口迄、西丸ハ御裏御門迄、紅葉山ハ橋際迄乗輿也

一客来の節取次之者出迎候事、四品以上并若年寄御側衆は白洲へ出ル、其内官位之高下御役の品々依て出る所敷格あり、御三家ハ門地復際迄、則地復の内にて被仰入、公家衆ハ夫より猶出る、地復へ片足入て中腰にて口上被仰置事也、且又増上寺ハ白洲迄乗輿故、則白洲半迄出る

一式日にハ壺人宛評定所へ被出、朝の内に仕廻登城也

一御法事之節壺人宛御法事奉行被 仰付、則上野増上寺等御法事中宿坊に被詰也

一老中の上座分大奥御女中方の御用向司之并正月御年男を勤る也

一数年当役を勤置人と成、御用捨を以御奉書加判上野増上寺紅葉山 御名代評定所出座等御免の事在之、但御年男ハ勤之、先年土屋相模守、戸田山城守等加判被 仰付

一往昔 常憲院様御代にハ諸大名を分けて御用頼ミと云事有之、今ハ無之

一世上よりの勤方ハ参勤交代之御礼或ハ 御目見、家督、隠居之御礼、歳暮、八朔諸献上之残り等其外品々有之

一御成之節ハ月番之老中還御迄御殿に相詰

按るに往昔駿河にてハ本多佐渡守正信、江戸にては其子上野介正純父子甚た権を取りぬ、佐渡守其始俗名弥八郎と云て外様小身なりしを東照宮の神慮にこそ叶けめ、御謀臣の其初に召仕つれ 台徳公御在江戸の頃ハ塩梅第一

の臣に附られしか、右一生小身にて奢の心少もなく、壹万石の上を望まず、数度加恩被 仰出けれ共、堅く辞退して請す、され共威義徳沢万人の上に立ヲ、其子の上野介正純慶長五年に僅に十八歳なりしに、最一の畀人石田三成を預るゝ類ひ凡天下の鴻業の臣共申へきか、佐渡守申けるは我一日も御口まねを勤れハ、忝上野介も品高くなさるへし共、侈の心少もあらハ不忠不孝の至り也と庭訓しけれとも、其甲斐もなく上野介家督より前に早父之双倍の身上なりしを 御城に召されて、二の丸の館を賜りけり、雅楽頭、大炊頭以下の老臣ハ三の丸館舎を割渡さるゝ也、此人々肩を双て同道し、夫より二間程間を置いて井上主計頭、永井信濃守、青山大蔵太輔、三人肩を双て同道也、尤格式と云なから老功と言、家柄と言、時々ハ雅楽頭なと同道有へき事と其代の人はいひしとかや、上野介宇都宮十八万石の城主として猛威を振るひし事なれとも人思ひつかず、館に見廻の多かりしハ上の勤一篇と聞し也、終にハ其子出羽守正勝と共に自暴自業しけるとなり

西丸老中

一 御本丸方之御用向に不相替勤之諸献上并御機嫌同等の奉書出之、御名代上使勤之、其外西丸一卷品々御用有之、万事御本丸老中准之

一 西丸御用向或ハ西丸附に御役替等御本丸にて被 仰渡有之時ハ、則御本丸老中と列座也

一 大納言様 御成之節、御供是又御本丸に同じ

按するに往昔 大猷公御幼少にて竹千代君と申奉りし時、酒井雅楽頭忠世、土井大炊頭利勝、青山伯耆守（忠俊）、此三人を傳作の臣に附られし也、同一和して守立奉り、雅楽頭ハ威儀を整へ物毎嚴重に言少く、大炊頭、

伯耆守 御前二伺公の時も雅楽頭 御前へ出れば両臣も手を束ね、座配を改め申せしと也、大炊頭は無二の御咎になりて御気色を見て諫めを申、伯耆守ハひたすら諫争の臣と成て、取々の扶翼也、其源ハ東照宮の思ひにあつて大相国の御下知まし／＼けりとぞ、されは此三人に 東照宮の上意数々の中に、汝三人一和して諫言せよ、いさめに入るゝにこそ心付へき事あれ、汝等 竹千代を我と等しく守り立へしと思ふな、又新將軍の風儀にひとしく守立へしとも思ふな、兼ても被 仰聞如く仁義を万の根本として、風義は数々あるものぞ、物の心をたとへていは、我は寅の年にて金性、新將軍ハ卯の年にて土性、竹千代事ハ辰の年にて火性也、人の生質も又大方此こそ、我性金なれはとて、新將軍を俄に金性にもならぬ様に人の風義面々の像義をして、性ハ善にして精一の所を考へ善政を行せよ、是則其名に応して一理貫通たかふへからず、只專一の肝要ハ武道に怠らざるこそ武道の職を守る所なれされは、良医の人々の生死をはるかに手頸壺寸の内にて六脈を知る如く、武家の武道絶るハ死脈と知れ、凡異国本朝共に宗廟社稷あれば、其宗族の始祖を天に比するの心とかや、武家の弓矢神に捨られたる家必武道怠ると知るへし、人の主人公とハ一心の主宰、此主宰さる時ハ死脈うつに等し、古歌に ちはやふる神は心に御座して出入息ハ外宮内宮、是則智仁勇の三徳、名ハ三ツにして利ハ一ツの仁也、仁ハ慈悲は過し治將乱將賢慮品々ありて、其鑑なれ、能慎しみて 竹千代を守れよとの御事とか承り伝へし、又其後 大猷公の御代、家綱公へ久世大和守廣之を附させして旨仰付られければ、一切御請申上す、堀田加賀守正俊御請然るへしとす、むるを、廣之聞て加賀守汝か知る所ニ非すとにられし、大和守かつらたましい常々と替りけるを、大樹先知らせ給ひてこそ不計立せ給ふをあわや御機嫌損しつるやと老中以下手に汗を握りけるに、御短冊に御筆を染られて 人多き人の中にも人はなし、人になれ人ひとになせ人、是ハ 東照宮の御詠草とかや、是を遊はして大和守に被

下、是なるハとの上意骨に徹して有難く畏り申上ると也

老中並

一 享保十五戊年七月十一日松平右京太夫輝貞老中並に被 仰付、右末席に可罷出旨、但月番加判無之、勿論 御城内惣下座有之、下部屋の口御門懸ヶ板に老中之次少置て右京太夫、其次少置て若年寄を記す、此順 常憲公 御代御側御用人の時に無替儀

一 上野増上寺紅葉山 御名代老中と組合、順番に相勤之

一 登 城の節ハ新番所前の溜りに相詰罷在、御用之品により老中と一同に御前へ罷出る事も有之

一 御三家国持大名等江之上使相勤之

一 世上よりの勤方老中に准ず、御礼事御祝義事諸献上残り諸音物等老中同前歟

一 在所々御祝儀事ハ御礼等の飛札等別段の格状也

柳宮勤役録卷之二

京都所司代 御役料壹万俵

一 禁裏御所方公家門跡等之御用惣而京都式之事、并五畿内、丹波、播磨、近江八ヶ国之公事沙汰引請之事也、被任侍従、往昔ハ従五位也

一 妻子共に不残引越之常役也、五六年に一度宛為 御目見参府有之、御黒書院の御勝手羽目之間ニ罷出ル、月次之御

礼ハ御黒書院に於て溜り詰衆の次に出礼也、表向御規式有之時ハ老中の次に出座也

一此名目を所司代と唱ふ事ハ誤り歟、所司職と唱ふへき事歟、其故ハ室町將軍家の時江州の佐々木此職なりしか、其身江州に有之家老多賀豊後守高忠を名代として京都へ遣し、此職を司らしめし故、其頃所司代と言へり、當時其身直に此職を勤る上ハ、所司代と唱へ宜しからん歟

一出府の節御城内惣下座也

一二条御城所司代屋敷の出入之御門ハ所司代が請取番所を置、常にハメ切置、大番頭衆と所司代江用事有之時ハ其段を斷、御門を明させて往来す

一年に二度程百日目付衆と同道して御城の見分有之、此節殿番の御殿向悉く掃除し、待請の見分有之

按するに慶長五年よりして板倉伊賀守勝重京都所司代を勤し、其節才廉直誠に諸人の知る所也、元ハ板倉四郎右衛門と云て、江戸地廻りの奉行にて小身なりしを、俄に壱万石に成、京都所司代被 仰付しと也、然るに勝重老年氣力衰へて大司心元なく、元和六年御役御高免之儀相願ハれければ、將軍秀忠公頓而勝重を江城へ召、数年の大功を賞せられぬ、是を勞す相願候通御役御免有へき御内存をも語らせましく、然るに其跡の勤仕誰に仰付らるへきやと勝重に 問セ給ひければ、勝重答へ奉られけるは、誰彼と申さんか子周防守社^(こそ)然るへき器にて、其司に過ちすくなからん、其覺候へは、是へ被 仰付候やと申上られければ、秀忠公聞召され、実にもさこそ然るへからんとて、老中へも御相談有り、伊賀守をは願のことく御役義御免有之、其跡直に周防守重宗に仰付られしと也、勝重親にして子を進め奉ハ、誠に常人に非すと沙汰せしと也

大御留守居

一 当時此御役無之、登 城之節羽目之間に相詰る

一 御城に下部屋有之、或ハ老中御側衆分申来登 城之節も有之、遠向 御成候時は 還御迄御城に相詰る、尤被任侍
從也

若年寄

一 右從五位下の御役、一名ハ麾下副執事と云、元來諸士の別當諸旗本の頭にして、無城の御役也、依之城主の面々被
仰付時ハ毎辺座上被蒙 仰例也

一 御城内惣下座老中と同じ

一 月番之節万事諸御用向有之、御勝手向之事臨時に相勤之、常の御用懸り有之、惣而老中、御留守居、三奉行等支配
之外、諸旗本悉く支配す、又支配も有り、依之其司る所巨細の事迄不聞と云事なし、毎月御扶持方裏判迄悉く押て
其外末々御小人御中間等家督被 仰付書付等迄判形押之、御目付へ被相渡事也

一 登 城の時月番案内の事老中と同じ、但非番月の面々ハ外へ案内無之登 城也

一 御目覚御機嫌伺等老中と同じ、其外月番之節客対是又同前也

一 御成之節忝人宛歩行にて御供、御左りの方に附て諸御用向悉く達之

一 上野増上寺 御女中方 御靈屋之御名代勤之

一 御用向繁多なれば可記之にいとまあらず、諸大名諸旗本等へ応対之事老中に准して可知之、但諸大名并老中とは各

別に品有之

一 世上よりの勤方御礼事御祝儀事諸献上残り諸音物等も老中と同じ、但品有之

一 詰所御次の間の中に部屋有之而、相詰らる、事也

一 支配の人家督或ハ御役替等之時ハ老中被申渡節、若年寄侍座する事也

一 昔ハ万石以下にても勤之由、当役より御加増にて御奏者番へ役替之事も有之、近来ハ無之事也

一 御規式之節 菊之間縁類詰之次に出る也

西丸若年寄

一 西之丸一卷之御用向万事司之御本丸に准して可知事也、世上の勤方も同前也

高家衆

老中支配千五百石高
肝煎は二千石高

一 禁裏へ御使并公家衆参向之節諸事御用向等之事司之、雁之間へ相詰る、其外御規式之御社参 御佛詣の節は御太刀
を持供奉す、尤予参也、社前へ被供神酒之事司之、御酌等相勤之、正月御規式御三家方御盃事之節ハ御酌相勤之

一 此内式人肝煎と云有之、専京都之事を司之

一 御役柄故各四位五位之侍従、又は少将迄も被任事也

御側御用人

一 当時此役無之、各被任侍従老中の次也、但 常憲院様御代松平美濃守吉保、後ハ少將に昇進し老中の上に列し、大老の格の如くにて御役名もなし、国主の列に成長刀を持たしむ、内外の政事等も口入有之由、併是ハ格別の事にて外に例なき事也

一 当役御側向御用を司り、老中伺ひ等を取次伝達する所の職分なる由、上の寵遇の浅深に其威權も品有へき事歟、諸家勤る所諸事老中に准之

一 近來西丸御側御用人石川近江守総茂を被 仰付、御側向御用司之、御城内惣下座也

是は被叙四品、老中・若年寄之間にて若年寄之方に附格也、先年 文昭院様御養君にて西丸へ被為 入候節、戸田大炊頭被叙四品、老中・若年寄の間にて御城内惣下座也、是則近江守格にて御側御用人と言にも非ず

一 此役時に取て被 仰付、定りたる格無之歟

柳宮勤役録卷之三

御奏者番

一 当番有之、御本丸・西丸江詰る、御目見御札等之節は御太刀目録を以披露之事司之、御札の人の格式等依之其披露之場有之、御進物番之面々へ言談し出し引を差図し、前格之通相勤る事也、但披露等下司を不言、其内紀伊守、摂津守、陸奥守計下司を唱ふ、披露の数多き時は掌の内へ細字に其名を書付る也、又年始に京・大坂・奈良・伏見・堺所々の町年寄、過書、金座、銀座等の者其前に進物差置御廊下に一同に並居、其所を則御通り懸、御目見の

節御奏者番ハ御跡に引添、中腰にて歩行なり、右の披露を一口に申上る由

一 参勤之大名格に依て御奏者番 上使勤る事有之、亦是時により御三家方御在国之節上使勤之事も在之

一 諸家より定りたる一同に御太刀馬代献上之節は、当番之御奏者番の家来共書役之者を召連、糸堅と繩を持参す、則蘇鉄の間へ罷出、此所にて諸家の使者を御太刀目録を請取事也、書役一々下帳に記之、請取仕廻て後御太刀八十本、甘本宛糸堅に包、繩にてか、け御納戸へ遣す、目録ハ宅へ持参し、追而其目録の裏書に無相違請取旨を記し、御納戸へ遣す、金銀は諸家各直に御納戸へ納之、追而當番の押合役の者御納戸へ罷越、右之請取たる時の清帳を持参し、御納戸同心より判形を取、御納戸之帳面へ判形を押事、右献上之節清帳を一通り認め、老中へ指出す事也、但万石以下ハ中之口脇にて請取なり

一 其外之献上物ハ直に御納戸へ納り、其時々御納戸の書付を以御奏者番の下部屋へ遣し、當番之家来に渡す、是を一々相認、老中へ相達事なり、是又清帳に記し、追而押合する事也

一事により格段の献上物ハ當番之御奏者番使者へ被謁之

一 御能之時用脚広蓋司之事、晴業也、先御能中入の時、御奏者番舞台の真中へ出る、役者共向に畏る時に御進物番広蓋に或ハ唐織等、又ハ時服戴之、御奏者之側に持参す、則御奏者番是を取て其^{昔は髪を取たる由}ゑりを取^{右の膝を押立て役者の}肩へ投ると、則役者是に手をかけ、肩に打懸御礼す、用脚ハ則御進物番渡之事也

一 右御役ハ各従五位下也、但御奏者番寺社共に近來ハ持来りの四品ニても被 仰付事あり

私曰、此御役は 殿中向晴なる業なる故、間違・失念等有へき事也、いつの頃か不知松平大隅守家来何某とか云者 御目見之節、當番之御奏者番名を失念有之、暫くつかへたる時件の何某ミつから我名を高々申上候由、珍敷

事故爰に記之

一 当御役之内にて功者成人を選んで肝煎と号す、是は披露の節其人々の席に依て其披露之様子御太刀目録等置所之次第彼是指図して取計ふ事也

一 御成之節老人宛御城に相詰、還御以後御目見有之而退出す

一 御城下部屋に当番部屋、非番部屋とて二ツ有之也

雁之間詰

一 此内に侍従四品之面々も有り、御札之節ハ官位に依て次第有之、則雁の間に詰る詰番の日あり、御札日にハ不殘登城す、御社參御佛詣の節ハ各大役行列、又は衣冠行列之事茂有之、但シ四品以上は供奉無之予參有之、常之勤ハ三番に四ツ時分ハ八ツ時分迄なり

一 菊之間縁頼詰之面々も供奉有之、是ハ常々勤番無之故に、別に不記之、但席ハ御奏者番の次也

大坂御城番

一 此御役万石以上、従五位下の役也、御城代に差統に彼地の事司之、妻子引越之常役なり、出府之節ハ芙蓉之間に相詰る、五六年に一度參府、暫く在府也

寺社奉行

一 御奏者番の内より兼帯して勤る時ハ、縦ハ後役たりといへ共御奏者番の上座也、又御奏者番を不勤、寺社奉行計被仰付時ハ、御奏者番の末座也、御城の下部屋ハ一所也、兼帯の寺社奉行ハ式日立合の日ハ御奏者の当番を除き、外の御奏者番勤之、其外御奏者の方ハ同列に順番に相勤之

一 寺社奉行ハ町奉行、勘定奉行と違ひ、大名役たり、故に公事方の役人皆家来の内にて寺社取次と云役人有之、諸の願訴訟を請取、諸用を司る事、町奉行にて内与力のことし、其外目安読并白洲同心、寺社書役等御役向一式に懸り勤る也

一 一切諸国の寺社并寺社領の在家門前町等迄支配す、月番の時ハ諸願訴訟を請、裏書を出し理非を決断し、六ヶ敷公事ハ非番月迄も持越し捌、或ハ内寄合にて決し、又ハ評定立合等様々也、但右式日立合内寄合并裏書等之事評定所役人彼是前編に出る故略之

一 請取くゝの場所所有之、其所へ給人徒目付足輕馬を相廻し、非常を改め、若非常の事有之届有時ハ、検使を遣し相改め口書を取、或ハ呼出詮義を遂る事あり

一 此職三奉行之其一にして、芙蓉之間の座上也、

但兼帯の寺社奉行の次ハ御奏者、其次ハ寺社奉行計りの人

一 昔ハ此職なく、寺社の事ハ金地院并林永喜の通春也諸長老支配すと也、今も法の上に於ては金地院に相談有之事也

評定所式日立合相定一座の役人

一 寺社奉行 町奉行 御勘定奉行 御勘定吟味役

寺社奉行、町奉行、御勘定奉行、是を三奉行と唱ふ

同所へ相詰ル諸役人末々の者迄

一 御祐筆、儒者、目安読、評定留役、御勘定衆、御徒目付、御台所方、御料理方、御坊主、御小人目付、評定所

留守居

並附
同心

月番方町与力式人 同心六人

非番方与力同心三人

石手帶刀

並附
同心

町年寄

右大概如斯

評定所式日

正月十二日

一 毎月二日 十一日 廿一日

右老中壱人 大目付壱人 御目付式人

此外三奉行を初相定ル役人卯刻より罷出、御用之品公事訴訟に立合替り有之か、難決公事に有之時ハ不残出席す、是を大寄合と云

評定所立合

一 毎月四日 十三日 廿五日

御側衆壱人 御目付壱人

此外如例立合にて都而之公事訴訟の者出る、諸奉行立合、京都、大坂、其外所々の奉行役人も在府之時

内寄合

一 毎月六日 十八日 廿七日

三奉行銘々月番の宅にて同役中寄合有之、其支配下之公事訴訟を裁判す、目安訴状之裏書ハ支配くの月番初判相済、其後ハ奉行之判形を以右の内に御勘定奉行ハ公事方の兩人計令判形、依之當時七八判也、右八判之裏書を相手方へ渡之、其日限に双方内寄合に出る也、遠国方の公事は大方寺社奉行の引請なり、其外之支配下替りの時は、評定所へ罷出ル、町奉行之内寄合ハ与方同心囲獄町年寄相詰ル、御勘定奉行内寄合にハ御代官方、御勘定所評定留役等差越、寺社奉行内寄合は銘々家来の寺社役人老人宛召連る也、此外之役人は内寄合有之族ハ大方右之日限を用

御側衆 老中支配五千石高

一 御側向之事司之、三番に泊り番有之、昼過分登 城し泊番を勤、明ル日非番の人四つ時分に登 城し泊り番の人代りて退出し、其日休息す、非番の人は其日の泊り番出て退出する也

一 老中・若年寄退出の以後は御殿向の事は惣而諸役所分御側衆へ伺ひて相済す

一 御成之節兩人宛歩行にて御輿の左右に供奉す

一 御次之内に部屋有之、是に相詰諸事御用を達する役也

一 西丸附 竹千代様附各三番に泊り番相勤之、右に准して 可知之也

一 此御役五千石高たりといへ共、万石以上茂有之、何れも万石以上之格也

駿府御城代 老中支配

一從五位下之御役にして、彼地御用向司之、妻子引越之常役也、五六年に一度為 御目見出府暫く在江戸也、其節ハ芙蓉之間へ相詰る、御留守居年寄は上に列す

御留守居年寄 老中支配五千石高

一大奥御広敷御女中方惣而御守殿向之事一切司之、依之奥向之諸番所にては惣下座也、五千石高の御役たりといへ共、万石以上城主の格にて、次男迄も 御目見被 仰付、且下屋敷拝領す、御城御櫓多門等を預り、外曲輪之見付矢倉等迄御用之武器出入等も御留守居年寄へ断事也、此役は勤方の年老を積て後被 仰付、旗本の極官なり

一一人宛泊番有之、部屋は塩見坂の上、御広敷七ツ口^{如七時イメル故}の前、御多門の際也、昼は大奥へ出御用を達し、或ハ

芙蓉之間へ詰、夜は右之部屋に泊ル也、家来も皆此所に詰ル、御多門の内に勝手在之、此所にて弁当など温ル事也、但部屋十二三畳敷程の所、三間程有、外に月番役人の詰る座敷有之、大奥は毎日せいろう被下置之

一与力同心ハ梅林坂の御番所を相勤、但シ上梅林也、下梅林坂は御先手の御番所也

一諸国の関所女通り手形を司る、月番の節右願を請取、則手形相認判を押、願人の方へ渡す、則願人外々非番月の面々へ廻りて判を取る事也

一貳百石より以下末々迄小普請の面々を支配す、昔は貳百石以上も悉く支配す、近來小普請支配之役出来て如此也、然共其首尾悪敷、一代小普請の類は貳百石以上にても御留守居支配に入る事あり

一近年又組頭として役出来て、小普請の面々下支配触流し等を司る、布衣役にて両御番組頭のことし

一 三千石より九千九百石迄之寄合支配之所々御門番寄合勤之分ハ御留守居今奉書を以申付之、駿府加番等も右同断
一 古来より万石以上之御門番等も御留守居今奉書差出候由、今ハ是は御老中之奉書にて勤之、都而見付二候ハ御留守居の預り也、依之御門破損有之時ハ御門番より何方損し候由相届、御留守居より御普請方へ通達有之由

柳宮勤役録卷之四

大御番頭 老中支配五千石高

一 従五位下の役也、昔ハ万石以上、四五万石迄も被 仰付候由、今ハ御役高五千石にて、又ハ万石以上も有り、縦万石以下にても万石以上の格式也、当役被 仰付と下屋敷拝領并次男迄御目見被 仰付事也

一 拾貳頭之内、二頭は二條、二頭ハ大坂御城在番を勤仕也、組衆五十人の内、組頭四人有之、一組を四ツに分て支配す、与力同心有り、此役頭は重くして、組は輕し、夫故組への会釈輕し、必竟遠境の警固勤る故歟

一 此役被 仰付時は、組を被下と有り、両番頭は御預ケ被成と言よし、采幣を賜ると言也、依之其職□□(重しカ)、与力同心の取計一向被官と同前也

一 江戸にては二丸の御門を与力同心勤番す、組衆ハ御座敷也、昔は西丸を勤むといへとも、大納言様被為 入、其番所を御書院番相勤る故也

一 大番頭一人宛二丸に泊番有、又扨人宛御本丸に相(カ)詰番有之、老中退出之節謁して退出す

一 二條・大坂にては御本丸を預り、惣而御座敷向の鍵等を預り、御城代といへとも大番頭に達せされハ御座敷の見分不成と也、大坂にてハ与力同心ハ御本丸入口の御番所を勤、加番は山里を勤、依之大名なれ共大番頭の次に附也

二条二面ハ二頭の内御本丸二丸と謂取あり、勿論先官の御本丸也、但頭ハ隔番に御本丸許に泊り番を勤与力同心ハ各頭取の入口の番所を勤る也

一在番中加番衆を同道して京大坂町中并近辺の寺社等を見分有之、二本道具を為持、加番ハ先に乗事也

一大番と言事、往昔 禁裏へ諸国より勤番するを大番役と号す、二條ハ 禁裏の警衛なる故也、誠に閫外の重職なり、時に臨て令を不待事有故、其威重き事両番頭と格別也

一禁裡へ御馬献上之御使相勤之

一御城内御普請等ハ組頭より壺人宛小奉行を出し、組の衆分家来を出させ、小普請所々の掃除等をなさしむる也

一在番の節ハ其持高程京大坂之御藏米を請取、組の面々并与力同心も如此也

一在番の組の内、病氣指合有之而不足なる時ハ、他の組より代を取、是を取り人と言、右残りたる人ハ又他の頭の組へ在番中割組と言になる也

一又組の内に残り役と言あり、是は江戸殿中向其外の日々の違変を三度飛脚に言遣す也、飛脚頭の方より出る也

一江戸にて廻り番と言事有、其内は御番を不勤、御城下を廻り、辻番くにて火の元等の事申付る也、馬の先に棒を持たる者兩人召連る事也、依之世上にて棒ふりと云、両御番分も出る、但両御番ハ御曲輪の内、大御番は外也、其廻りたる所に何れニても途中手寄の組頭の方江名を書記して渡し置、月末に其廻りたる組頭の方へ此書付を遣す、是を以て廻りたる証拠とす、両御番も同事也

当時二条大坂勤番之年賦

大坂 卯酉	大坂 亥巳	大坂 寅申
二條 午子	二條 寅申	二條 亥巳
菅沼織部正	本庄大和守	堀式部少輔 朽木和泉守 藤堂肥後守 有馬備後守

大坂 未巳	大坂 辰戌	大坂 午子
二條 辰戌	二條 未巳	二條 卯酉
堀田出羽守	水野河内守 松原大藏少輔	青山備前守 森川兵部少輔 井上遠江守

一二条在番先番頭江戸発足
四月二日 但与力同心附之

一同組中発足 但頭耆人ツ、附之 四月三日 四日 五日 六日

一跡番頭発足 各道中十泊り也 四月七日 同断

近年平番の内身上高の者耆人宇治茶壺御用相勤御数寄屋頭耆人、同坊主二人、同心式人一所に罷登、是ハ五月迄

居残り江戸発足也
二条先番頭 彼地交代 四月十四日 与力同心附之

一同組中交代 但頭耆人宛 四月十五日 十六日 十七日 十八日

一跡番頭交代 四月十九日 右同断

右交代之前日御番頭入城申談相済、翌朝未明に組中共に交代す

一大坂在番先番頭江戸発足 七月廿三日 与力同心附之

但大之月は廿四日出足、尤組中者准之

一同組中発足 組頭耆人宛 七月廿四日 廿五日 廿六日 廿七日

一同跡番頭発足 七月廿八日 右同断

一大坂先番頭彼地交代 八月七日 右同断

但平番の内身上高之者耆人宇治御茶壺送り御用勤之、勿論是は交代の時節ハ先達而彼地へ発足

一同組中交代 右同断 八月八日 九日 十日 十一日

一跡番頭交代 八月十一日

右交代之様子二条御番代同然也

一二条・大坂在番御暇之節、拝領物左之通

御番頭金五枚、時服御羽織、組頭銀拾枚、時服式、組中白銀拾枚、此節嫡子共 御目見被 仰付之

一大番組頭者六百石高也

一御番頭格式之次第

一二大御番頭 二二御書院番頭 三二御小姓組番頭 四二新御番頭 五二小十人番頭

一同組頭格式之次第ハ

一二御書院番
御小姓組番組頭 二二新御番組頭 三大御番頭 四二小十人組頭

但シ両御番組頭、新御番組頭、大御番組頭嫡子両番へ御番入、小十人組頭之嫡子ハ小十人江御番入被 仰付之

一同組之次第ハ

一二御小姓組花燭
共言 二二御書院番 三二新御番 四二大御番 五二小十人

右当番之面々二分一宛可為休息旨、寛文八年二月被 仰出、新番小十人茂同十二年二月右之通雖被 仰付、近來無其儀

大坂加番

一是は定御役に非すといへ共、右大番頭為見合、爰に是を記す

一右万石以上四人毎年八月交代被 仰付候

但三四万石𦵇人𦵇貳万石三人、尤高に減し高有、差別古（カ）は大身茂勤之

一發足彼地交代日限、且又御暇之節拝領物左之通

各先規在所江御暇之節被下候員數時服御羽織被下之

附役高𦵇万石迄本高、夫より以上者大方十分一之引高にて勤之、尤於彼地其一倍御米被下之

一𦵇番立 七月十五日 一貳番立 同十六日

一三番立 同十七日 一四番立 同十八日

一大坂加番

一𦵇番代り 八月三日 一二番代り 同四日

一三番代り 同五日 一四番代り 同六日

右交代之様子

一大坂御城内加番小屋割

山里大身之小屋場 中小屋 青屋口 雁木坂

御書院番頭 若年寄支配四千石高

一此役八頭之内𦵇人者駿府在番也、大番頭に准して知るへし、与力同心有之

一江戸にて勤番は御玄関前中雀御門番所を𦵇ヶ所与力同心勤之但上座御門ハ御書院番頭の預り同心勤之組之面々ハ御殿之内虎之間に勤仕す、五十

人の内半分宛相詰ル、頭は御玄関前御櫓に泊り番也、𦵇人宛御殿に相詰る

一 是駿府を勤る故、閫外の権あり、大番に續て重き職分也、然共御馬廻りを固むる役故、若年寄ハ旗本之頭なれ者、此支配を請る、大番頭に比すれば其權下し、駿府ハ近国と言、二条大坂の如き要地にあらず、閫外の権良薄きか

一 古ハ大番御書院を以て兩番と号せし由、今ハ御書院御小姓組を兩番と言

一 駿府在番は毎年九月交代也、右御暇之節拝領物之次第八御番頭金三枚、時服三、御羽織、組頭白銀廿枚、組中白銀十枚宛、此節俸共御目見被 仰付之

一 是も駿府在番有故、采幣御免と言

一 組頭一人宛也、大番頭と違ひ組頭重く、千石高の御役にて布衣着之、若年寄支配之組支配之事相談にて決す

一 組の格も又重し、其会釈大番頭とハ違ひ有之

一 西丸附ハ西丸御玄関前御門番所を与力同心相勤之、組の面々ハ西丸御書院に相詰る、御本丸にてハ詰所も狭し、又組数も少き故五十人之内四分一勤之、番頭の泊り番御本丸に同じ

駿府加番 是ハ常御役に非すといへ共、右御書院番頭見合の為ニ爰ニ記

一 駿府加番ハ万石以上是ハ八世上の大加番と言其外五六千石の寄合兩人被 仰付、御暇之節拝領物万石以上者在所御暇之格を以被下置、寄合加番何も時服三、御羽織被下之、是又毎年九月交代也、但加番は御城外に屋敷有之、町口大加番小屋場四足、平加番小屋場草深 上同

但シ加番之面々万石以上者減高壺万石にて御役扶持四百人扶持被下之、其以下之面々ハ右之割にて被下置之

御小姓組番頭 若年寄支配四千石高

一昔ハ御花畑御番と言て、尤老中支配之由、今の頭は組頭のことし、奥向に御番所有て、組の面々は勤番す、御書院番に比すれハ御身近き方也、又御番も無之故与力同心もなし、依之闖外の權なし、御膝本なる故頭の末に列する歟

一組の格ハ御書院と同等の内ハ重き方也、然共或は親御書院にて子は御小姓組に成ル、父ハ御小姓組にて子御書院と成、其外昇進の次第大概同し、御成御供等にも同しく御輿の前後に列す

一御書院御小姓組より選人にて、御進物番を勤、五番に勤仕之

一右番頭泊り番、又詰番有之

一組頭耄人有之、御書院と同格にて布衣の御役、若年寄支配、但御書院組頭之次なり

一御書院御小姓組兩番頭ハ御規式之事二付、御給仕或ハ正月表向之御酌等司之、中奥御小姓も同勤之

一右三番頭共に組の面々弓馬の芸術内見分、右見分等有之騎射 上覧之節、則選人にて出之

大目付 老中支配三千石高

一被叙従五位下、於 殿中諸大名の席々を改る事を司る、惣而万石以上へ触流し、或ハ御社参御仏詣の節大紋行列供奉の御触、其外万事司之、諸大名病氣指合にて御礼無之断を請、老中へ達之

一諸大名急養子之判形見分、其外非常の檢使等御目付と共に勤之

一諸大名諸旗本 御家人等御詮義御仕置筋之時ハ御目付は共に評定所江立合也

一 当役の内にて切支丹宗門改、御鉄砲改、分限帳改、道中奉行等の加役壱人宛請取有之而勤之、道中奉行は御勘定奉行より茂相勤之

切支丹宗門改之事

一 例年七月より十一月迄之内奉行所へ諸大名より寺判之証文差出之、是を一紙証文と言、類族之生歟嫁娶養子改宗剃髮等之義二季之届也、追放者近年不苦趣にて、是又届にて相済、本人同者何事も其時々伺にて奉行中差図之上其通申付候段当座届書出之、本人同然之者なれば其子孫、玄孫、末孫迄類族に成ル、本人よりハ都合六代也、七代本人に成ル、是を男系と言、其外本人同然之忌懸り之者不殘類族なり、本人の智舅ハ着服無之といへ共、類族に成、此宗門は御代々堅く御制禁にて、毎度被仰渡茂有之也

町奉行 老中支配三千石高

一 関東御打入之時、榊田与兵衛此役司之、古来ハ壱人にて勤之、其後南北両人に相分て、北方鍛冶橋之内御役屋敷にて米津勘兵衛司之、南方数寄屋橋内御役屋敷にて土屋権右衛門役之、夫今松波筑後守迄に至る、其後新規呉服橋の内御役屋敷にて丹羽遠江守元禄五年ハ被 仰付之、当時石河土佐守に至る也、但今ハ鍛冶橋の内御屋敷無之

一 月番之節者諸公事願訴訟を引請退出、以後に聞て決断は式日に早朝より評定所へ詰、御用仕廻て登 城す、立合之日ハ評定所に相詰たり、非番月も同し

一 惣而月番之節ハ願訴訟を請、則裏書を出し、或ハ双方対決させ、六ヶ敷公事ハ非番月へ持越し捌之事也

一 町場出火之節ハ其場ヘ見分有之

一 与力同心有之、又内与力三人ハ百五拾石或ハ百石取屋敷内に居し、別に町屋敷有之、目安読老人五拾石也
但与力廿五騎、同心百人宛也

一 今ハ地方の方にも懸り有之、町奉行支配之御代官も有、又川除ヶ等之方も支配之
一 町方非常の検使并捕者等与力同心勤之

但シ内寄合者六日・十八日・廿七日也、遠国の公事ハ寺社奉行の引請、又関八州の公事沙汰ハ御勘定奉行司之、
尤江戸中之公事沙汰訴訟等之義ハ町奉行司之、何も従五位下に叙せらるゝ役也

柳宮勤役録卷之五

御勘定奉行 老中支配三千石高

一 四人之内公事方式人、御勝手方式人と分て司る、公事方ハ諸国御代官所公事等捌之、式日立合、内寄合等町奉行と
同し、公事方・御勝手共に月番有之、又臨時之御用懸り有之、道中奉行等加役有之

一 大手御門之内に御勘定所有之、支配下御勘定等詰之、并に御殿之内にも御勘定部屋有之、凡寺社・町・勘定三奉行
其司る所品ありといへとも、評定立合大事至りてハ其器量に仍て何れの持分と言事なく捌之事也、仍て其勤る所右
の両奉行を以可勘之

御作事奉行 老中支配式千石高

一 御作事方と小普請方と同所に役所有之而、其司る所品有、御作事方は御城表向御座敷或ハ御門御櫓御多門見付、外郭之見付、増上寺等也、或ハ諸国の寺社修覆等臨時に相勤事有之

一 下奉行御被官并手代等有之而支配之

一 昔ハ御作事方計にて悉く司りし由、今ハ小普請奉行と分る也

一 芙蓉之間に相詰る御役人也

御普請奉行 老中支配式千石高

一 是ハ 御城石垣堀普請、地形繩張所之土居、石垣堀浚等の事司之、常之役所無之、臨時に其場に置之役所有之、芙蓉之間に相詰る也

一 江戸中之明地并其所に有之店屋之類まで支配之、尤新地奉行其下支配として御普請奉行へ達之事也

小普請奉行 若年寄支配式千石高

一 御城大奥向并東叡山、又者所々の役屋敷等司之

一 小普請方役人手代等支配く定小屋之内に御作事方役所、小普請方役所及ひ有之、小普請方ハ此内に居住す

一 諸国寺社修覆臨時に勤之、是ハ御作事方、小普請方定り無して代るく被 仰付事也

一 此役は中之口に相詰る也

小普請組支配 老中支配三千石高

一 昔ハ小普請入之面々御留守居年寄悉く支配す、近年当役被 仰付之、高貳百石以上三千石より以下を支配す、其内
ゝ選て諸番所へ入事也、又一代小普請と言ハ病氣或ハ故有て諸役人諸番衆ハ小普請入被 仰付事也、又貳百石以上
にても其首尾に仍て御留守居年寄支配に被 仰付事也

一 此役都合拾人之内貳人ハ甲州勤番也、但此組下ハ五百石以下也

一 小普請金上納取聚之役、右組の内ハ壹人宛、都合八人有、是ハ小普請金を出さす、又組之内にて古老の者を選て組
の用事等を達す

一 右組の内にて 右衛門督様御屋敷へ勤番有之、其内は上納金除之也

一月に三度宛客対有之、組の面々に対面有之

但客対ハ正月は除之、極月は六日迄之限りにて、毎月六日、十九日、廿四日と三度宛客対有之、乗馬ハ春秋兩度
於浜御殿有之、諸組共何茂如此也

新御番頭 若年寄支配貳千石高

一 御勝手時計の間近所に 新番所有、組の面々ハ是に詰る也、御城内吹上などへ御成之節御供に出る、俄に 出御

などの節ハ、殊之外聞敷急にかけ出す様成事也

一 頭は泊り番、諸番御先番等も有之、中之口に詰る也

一 御成之節 御輿之先に立也

- 一 弓馬の見分騎射之次第三番頭の所と同じ
- 一 組頭壱人宛有之、六百石高大御番組頭の上也
- 一 組の格も御書院番の次、大番の上也
- 一 番頭の格三番頭とは遙に下也

御旗奉行 老中支配貳千石高

- 一 此役武役たる故、常の勤番ハなし、五節旬月並等出仕有之、菊之間縁頼に詰る也
- 一 御旗同心有之、御預り之御旗を勤番す
- 一 布衣之御役也、但シ持来りの従五位下二ても勤之

御鑓奉行 老中支配貳千石高

- 一 右御旗奉行と同じく常の勤番なし、出仕の日に、詰所菊之間縁頼也、布衣役也、持来りの従五位下も有之
- 一 同心拾人有之、御預り之数具足之番の為頭之宅へ壱人宛勤番ス、但し格ハ御旗奉行百人組頭御鑓奉行也
- 一 八王子千人同心を支配す、千人頭壱人宛在府にて諸事組下の用向を達す、千人頭は拾人にて、同心百人宛支配す、年番に日光御宮へ勤仕す

柳營勤役録卷之六

百人組頭 若年寄支配

一四組にて大手三の御門御番所を相勤、与力八九人、同心共四五人宛にて勤る也、下乗橋之外に箱番所と言有り、是又与力弍人、同心四五人、又升形之内に同心番所有り、是に同心弍三人相詰る、但五節句惣出仕之節は加番有之而、余計出る、則下乗橋の外に与力同心立番を勤之

一御成之節ハ上野ハ文殊楼、増上寺にてハ山門前を固之

一是ハ諸組と違ひ、与力廿人、或ハ廿五人、同心百人宛預之也、依之百人組と号す、此内枯木組は同心惣髪也、此組計ハ同心より与力に取立らる、其一代ハ惣髪にて勤之、同心の格他組ハ能キ也

一詰所ハ菊之間縁類、旗奉行の次、鍵奉行の上也

一御番所に泊り番相勤之

御持弓頭 若年寄支配千五百石高

一鎗赤門を与力同心勤之、御台部屋口に同心弍人宛相勤之

一頭茂泊り番有之

一上野 御成之節ハ当組より御成先 御仏殿前を固之、増上寺 御成之節茂右同断也

一御城にて詰所ハ菊之間縁類也

御先手 若年寄支配千五百石高

一 御番所ハ蓮池、平川、下梅林坂、紅葉山下（カ）、坂下御門、此五ヶ所を替るゝ相勤之、尤頭も泊り番有之

一 蓮池当番之節者四ツ時前に御番所へ出、夫より御目付部屋へ行、殿中向の御沙汰を聞合、違変之義有之時ハ残り四ヶ所へ触る、夫段々明日之当番へ伝達之、明日又蓮池之御番如此也

一 御弓九組御鉄砲廿組有り、与力同心数次第不同有之

一 昔ハ山里御番所江勤之、今ハ山里ハ伊賀の組々勤之

一 上野 御成之節ハ仁王門、凌雲院前、覚成院前、等覚院前、屏風坂、御本坊表御門、同裏門、此七ヶ所当組々固之、増上寺御成之節ハ方丈、庫裏門、切通山之内垂跡門、此四ヶ所当組々固之

一 内一組は盜賊改之加役勤之故、勤番無之

一 外に西丸附六組有之、是ハ吹上御番一ヶ所勤之

御留守居番

若年寄支配千石高
但二九附七百石高

一 塩見坂御番所を与力同心勤番す

一 御広敷七ツ口の前、御多門之際に御留守居年寄衆部屋と並て部屋有り、昼ハ大奥御玄関の内に詰所有之、是に詰、又ハ部屋へ来ル、泊り番ハ則部屋なり、家来其次の間に相詰、諸事御留守居年寄と同じ、部屋少シ狭き計也、御留守居年寄ハ勿論、御留守居番へも毎日大奥よりせいろう出る也

一 右御留守居年寄并御留守居番の組与力同心は外の組と違ひ、別而御譜代にて老人、幼少、病氣なれば小普請組へ

入、他組には無之事也

一 御女中様 出御之時ハ、御輿の側に御供也、惣而輿向の御用司之、表にては中之間に相詰る也

一 御本丸五人ニ二丸附六人有り

小十人頭 若年寄支配千石高 同組頭三百石高

一本番御供番詰番御供加番に有り、組の面々ハ小十人番所に相詰勤番す、御成之節ハ御輿の先に供奉す

一 組之面々各御借し具足海老胴也、則頭の預り也

一 組頭ハ式人宛三百石高也、御本丸七組一組に組頭共に式拾人檜之間に勤番二時代りに休息、休息所は御祐筆部屋二階也

一 西丸一組に組頭共に廿五人四組也、一組を二ツに分ツ

一 拾三人と拾式人に分けて八番に勤、詰所ニ休息所御本丸と同所也、両所共に頭ハ八ツ過分泊番勤之

御目付 若年寄支配千石高

一 此御役は 御城内外の改、非常の変に依て指引に其司る所繁多にして、悉く述尽し難し、依て詰所たりといへ共必竟定りなし、御札御規式等有之節ハ、御座敷奉行勤之

一 評定立合急養子の判形改、其外非常の檢使惣而御詮義事并所々触流し等様々也、御徒目付御小人目付等に指図して、諸事御用を達す、出火之節者出高於其場所ニ差引手配令差図、同役都合拾人程在之

一支配繁多也、又若年寄之支配にても御目付めつけ触流し等を致す事有り

一御成先にて諸事司る事数々也

一月番ハ大概式人程有之、乍然届の事有之時ハ、其向寄くの御目付へ通達せしむるの由也、尤御城に泊番有之、大坂御目付等へも罷越、又於殿中一分の働有之事之由

柳營勤役録卷之七

御使番

一此役司る所、先 御城詰火事場目付等所々上使様々有

一二条大坂御目付等ハ両番の内壺人差添て、都合両所にて二百日相詰、三月江戸発足、先京に到着し、二条御城に十日程逗留し、夫より大坂御城へ行、両所に日を定す、往來ハ此所発足の朝ハ二条ハ所司代、又大坂発足の時ハ御城代ごしろ料理を出す也

一右両所逗留の内、所々見分有之、京にては洛中洛外、其外伏見宇治并宇治川の猪飛歩行渡りの場勢田八幡山供御の瀬の渡り、又大坂にてハ住吉天王寺南都長谷其外所々也、右歩渡りの場見分之次第、御使番ハ舟に乗、川中に出る、外に船一艘被置之、両間の河岸に百姓二人ツ、裸に成て川を渡す、川の真中にて行違ひて、立歸りて右の船に乗、又二人宛右のことく出て行違ひ、船に乗ル、如此兩度致す事也

一国持大名幼少にて家督の節は後見被 仰付、其初に在所へ行、半年程相詰、国の仕置等を檢知す、惣而十五歳迄ハ万端差図之

一 御三家御在国之節、幸不幸等之事ニ付上使勤之

一 城請取之上使勤之、両番の内扨人差添、其外地方之事ニ付御代官扨人差添、右之次第先早朝其城へ入て見分有之而、町宿へ下り請取渡の人数相揃て 上使出て城の大手前に装机に腰をかけ御座候て請取方の大名も大手の前に相詰、大手の門開くと段々入替る事也、入者ハ門の左、出者者右也、扨人出れば扨人入、幕繼其外飾道具右之通に立替る也、外の番所入替りて段々内の番所入替る事也、替り仕廻て其案内次第則上使入城有て台所前の土替(同)に床机に座す、但御使番計也、其外ハ敷革也、請取方の大名其所に敷革の上に座す、夫ハ盃出て上使より始て、則城請取之大名へ指て引渡し出る、盃事終て、則其所に於て籌立ると城主ハ台所口へ入、上使は玄關へ入、城主則迎に出て、書院へ通り料理出る、御代官も同断、并供廻りへも料理出る、但料理ハ町宿の仕出し也

一 御規式の 御社参 御仏詣等には随身の装束ニ而供奉相勤之

一 右之節唐門より内は御使番、外ハ御目付座す、昔ハ御目付今上座の由、今御目付の次也

一 駿府御城へ百日目付八月末発足也、右逗留の内甲府へ行暫く逗留し、又駿府へ歸る也

一 御代替りに国々順見使之事、御使番扨人、両御番式人差添、五畿七道幾組にも分けて廻る事也、道中御定式之人三拾五人、小荷駄十四疋、人足十人宛御朱印の定也、所々領分の野堺へ名主迎に罷出一頭扨人宛駕籠の棒鼻に立、尋に依て応対する事也

一 大名の領分堺に至てハ使者并為案内一頭に一人宛騎馬の侍差図之、使者口上述、則案内として家来扨人宛差添候ニ付、御用之品々可被仰付由申達之、并在国の方よりハ城下御通り之節下屋敷御立寄候由遂対顔申度由也、右被通時立寄て対面せらる、事も有、又ハ急キ候由にて断に及事も有、城主の人に依て町口へ出向対面せらる、事も有、馳

走ハ一向不被請事也、泊に着案内之名主共を呼て領分の事問書せらる、と也

一右案内の侍は騎馬にて一人宛三頭の先に乗る事也、其外重き頭役の士一人惣跡を押へて乗る也、都合四人なり、先の領分堺にて又右のことし

一西国筋順見にハ大坂より乗船也、筑後久留米より迎船を出す、一頭に五艘ツ、也、順見使の御座長十六七間拾五間程の大船也、其船の内居間次之間是には近習中小姓等乗之、外ニ壹間家老用人乗之、六十四挺立水子則六十四人水主楫取ハ拾四五人にて楫見、梶取りをする也、船頭一人有、外に乗替の舟壹艘、供船壹艘、水舟壹艘、小早二艘宛也、都合十五艘出ル也、大坂を乗出すと道つら所々の大名より為見廻の使者小早に乗りて来り、則舟の内にて口上申達す之外、密々を通る時は其所の守護を為馳走引舟を出す、一頭の御座船に五艘十艘程宛也、其外御用の為と号し水船等出す事也

一右の船路豊前の小倉を通りぬけ、筑前の若松浦へ着船す、夫々所々巡見して肥前の呼子へ着、是より乗船す、舟ハ佐賀合二頭分の船唐津より一頭分の船を出す、夫より壱岐へ渡る、此海上三十五里也、壱岐を廻り則同国勝本の浦に着、此所にて日和を見対馬へ渡る也、此所合対馬迄四十八里也、対馬路ハ六十里也、此所を乗切る事能々日和順風を見切事也、夫故事により十日廿日も待事有、此所往昔神功皇后三韓退治の時ハ船に召連、御勝利の事を賀し勝元と名付ると云々、此間横浪にて船のはらへ当る、能々日和を見極めされは渡られさる所の由

昔誰とハ不知、此所にて日和を待合すに余り日数を経し故、待兼られ早く渡らんとす、日和見の役人は是を留て曰縦押て渡り給ふとも中途合元の所へ吹かへさるへしと諫むといへ共、不聞して強て出船す、段々行に随ひ対馬の湊も見ゆる頃に成て、俄に風替りて端的の間に元の勝本へ吹戻されし由、依之無是非日よりを見切て渡られしと

也

右勝本より出船して対馬へ渡り巡見し、夫より五嶋へ行

一大隅薩摩巡見嶋津の領分を通る事都合十九泊也、右入候に両方山の中を切通し、其間に五六間の長屋有て、此内を通りて入る事也、爰にハ両方に番人有之、各鉄砲に玉を込切火縄を挟ミ置事也

一御鷹の鳥被下の時、上使勤之、大名ニ寄り参勤婦 城の節も 上使等も被遣之事有之、出火之節者令出馬於場所御目付のことく勤之、何茂布衣被叙也

一上野増上寺へ御規式 御成之節ハ随身の役勤之

御徒頭 若年寄支配千石高

一御本丸拾五組、西丸四組有り、各組頭兩人宛有り

一泊り番 御先番加番御供并詰番に有之

一御徒士ハ御玄関獅子の間に相勤、其外加番所有

一組頭ハ百五拾俵也、其外小屋頭是ハ並と申し

一御成之節先扨固其外御鷹野 御猪狩等に御成先の働かけ走り、或ハ御奉書使相勤之

一夏ハ浅草川にて水練の稽古見分等有之

柳営勤役録卷之八 大尾

長崎奉行 御役料千五百俵余

一従五位下の御役、兩人にて隔年に長崎へ交代して勤之也、彼地引請之御用一切司之、与力同心有之

一此与力同心知行切米之高を積り其頭へ被下、依之御役儀之内召抱らる、事也、御役替ると又跡役の人別に被召抱事也、或ハ今迄勤たる者彼地功者なれば抱らる、事茂有、其人々の心得次第たるへし、外の組付とは違ひ身上に高下あり、必竟被官に濟御役の内勤る心得也、与力を上役と言、同心を下役と号す

一唐船入津の時ハ、上役下役共に帳面を持参し、唐船へ積り、商物の品々悉く相改め、一々帳面二記之、若此品の内隠し置いて帳面に載せざる品跡にて露頭の時ハ、其分ハ皆取上ケらる、事也、夫故大なる物ハ隠す事ならず、人参などの類をハ或ハ髪の内へ結込、又ハ口中ニ含む、依之髪を解せ、口中あやしければ両の頬を改む、又ハ張り枕なとの内へ入る事有、左様成あやしき物は打破りて改め、隠し置たる品ハ闕所にする故異国人甚た惜しミなけく由也、ケ様に改め仕舞て帳面に引合封を付、異国人も荷物も皆唐人屋敷へ入、夫より外人出さず、其屋敷の入口にきひしく番を置、人の出入を禁す、用之品ハ番所にて改て入事也、但丸山の遊女は願に依て入事也

按するに往昔ハ異国人共丸山へ行しと也、今は右のことし、異国人多くハ好色にふけりて、此女を亓人宛帰帆迄ハ抱置、其内は自分の妻のこつく万端心をゆるし、櫃の錠鍵迄も預ケ置と云々、依之其女は大キに有徳に成由也右異国船諸国より夥敷着船するを定りたる国より例年来る員数の外ハ皆々追返す也、右定りて来る分計を改、唐人屋敷へ入置、定りたる員数を御買上ケに成也、右の船は一ケ年留置、来年ハ代り船来りて前の船を帰帆せしむる也、異国人不届成事あれハ、其儀を断、其過怠に阿蘭陀舟と同時に帰帆可申付と言渡す時ハ大に迷惑して様々詫言をする由

阿蘭陀人ハ諸国の商船をは海中にて強盜する故也、海上にて若商船を見懸る時ハ近々と乗寄せ、石火矢をしかけ、其荷物を渡さる時は舟を打碎きて悉く其荷物を奪ひ取ゆへ、様々詫言し、其荷物を或ハ三分一、又ハ半分も遣し漸々と取扱ふ事也、依之阿蘭陀船と同時に帰帆させんと言時ハ、殺さるゝ同前に迷惑すると也、依之帰帆の時は道にて難に逢さる様に日を隔て帰帆申付る也、然共清道と言旗ある船へハ阿蘭陀人中々指さす事ならず、是ハ大臣の印也、日本にて御用札を見て人々道をよくるかことし

惣而阿蘭陀船ハ壱艘拵るに三四十年を経て漸々成就する由、悉くちやんを以て何迎もぬる由也、依之いか成風波に逢ても、岩に当りても破れず、鉄砲石火矢も通る事なし、夫故に海中ニ而自由を勤日本への商物も盜取たる品のよし、道の遠き事壱万三千里なれば年々に来る船本国分出るに非ず、道の海上を家として世を渡る故如此と云々、異国にてハ海賊の事を八幡と言、是ハ一説に昔日本人八幡と言旗を船に立て海賊せし者ありて、是より異国にて名付しと云々

一御買上の品ハ員数定り有之、当時ハ昔々減少たる由也、金銀を多く渡す事を禁せらるゝ故、或ハ織物の類、紙其外ハ銅を渡す也、夫を渡す時は一々貫目に懸る事ハせず、銅を箱の俣大分双へ置、其内にて二ツ三ツ貫目を懸ケ、其中分を積り合、箱数の旦にして幾箱にて何貫目と積りて渡すと也

按するに異国ニては金銀払底成故日本の金銀沢山なるを以て着船す、又銅の内々金を取る事を得て、夫故銅をも重宝とする也、又日本の紙を重宝する也、依之屏風などをも好む由也、阿蘭陀人など黒坊と言者を召連来る、是ハ諸国へ行甚た貧賤なる者の子共なとを一代買取て召仕ふ也、世に言黒坊とハ違ふ也、夫は大船に乗せ、或ハ帆の上ヶ下しなどの時、帆柱へ自由に上り下りする身の軽きもの也、必竟坊と言ハ日本ニ而僕てつちなど、言如き

の異名と見へたり、夫故黒坊とはいへ共色白きもありと也、往昔駒木根肥後守奉行たりし時、右のことく銅を箱二入、大分積重ね置たるを、耄人十二三歳計なる黒坊是を見て、頻りに涙を流ス、役人はを不審し、如何成故にか銅を見て歎くそと通辞を以て聞せしに、彼者答て曰、某ハ何国の者にて候ひしか、父母貧賤なるまゝに他国の人へ我身を一生銅式本ニて売却、しらぬ国に順ひ、いか成うきめを見んも知らず、然るに日本ハかゝる目出度福の国にて、か様に夥敷銅を見るに付我國の如き貧なる国に生れたる事を思へはしきりに悲しく、夫故歎き候よし申せしと也、是を以て見れば、日本ハ他国に勝れたる国なれば、異国船の入つとふも宜也

一 右御買上の品々ハ御用の外は大坂堺京都長崎所々へ割符になる也

一 右唐船隠し荷の關所の品々御払になり、其金子關所蔵へ納、其外關所なる所の金銀昔は勘定なかりしに、先年石河土佐守奉行たりし時、此義を申立て、夫より勘定を立る也

一 奉行中并家中役人等迄其格式に隨て、唐物調る員数有て、悉く割渡す事也

一 毎年八朔には長崎町中々奉行所へ御祝義として銀を献上す、其者の格に依て次第有、其惣高太分也、是を役人ハ申に及ハす、家中の者へ格式に依て是又割渡す事あり

關東御郡代

一 代々伊奈半左衛門司之、先祖伊奈熊藏忠次ハ大神君関八州御納之時、伏見に御在城、此時ハ關東の事ハ万事引請、諸代官を支配す、其後江府へ御引移以後も不相替此役を勤、夫より連綿して代々役也、昔ハ自分支配所凡百万石之余も有之由、今ハ其数減す

一代々布衣の御役也、評定所出座にハ吟味役の下たりしに、近來格式改りて御勘定奉行の末席、吟味役の上座に被仰付之

一家來の内に四人の奉行有、支配の内を四つに分けて司之、忝人にて拾万石余を支配す、被官たりといへ共其司る所は代官の如し、於評定所に出座す、其下に手代と言有り、五十石程宛之身上也、又其下に下代と言者有て、此者其年貢取集等の事司之、勿論手代も其節支配所へ来る、近習の士の内為目付忝人宛差添事也

一江戸端々并近郷海道筋悉く支配也、宅に役所有て、是を引請捌事也、其司る所町奉行所の如し、尤四奉行列座にて聞之事也

御勘定吟味役

一布衣の御役也、評定式日立合に三奉行の下に列し、諸公事の裁許を聞事により、入組たる公事沙汰納吟味に至ては別に三奉行列座より奥へ公事人を呼寄、事細に吟味を遂る事也、夫故吟味の手に渡りては、其詮義殊之外委しき事也、必竟三奉行ハ公事の数多キ故、一方に掛りかたき故なるへし

一当役ハ老中へ蜜談の事有と忍々て、折節ハ勝手座敷へ来りて蜜に対話有る事也

御医師

一法印法眼の医師ハ御連歌の間北御縁頼詰、御目見之節ハ御白書院独礼也、其外の医師ハ御白書院御次に並居、一同之御礼也、寄合之医師ハ御礼日に計出仕、御奥医師ハ毎日登城し、御機嫌相伺、昼の内相詰る、其内に御用次第大

與或ハ二丸三丸、或ハ外の御女中様方御守殿へも罷出ル也、其外御用之節ハ不限昼夜事也、西丸別に有外科も同然
一御番医師ハ御本丸、西丸共に打込に番所へ忝人宛勤番なり、桔梗の間に相詰る

一半井驢庵、今大路道三、此兩人ハ寄合医師典藥頭に任する從五位下也、尤法印にも被任也、医師の触頭也、藥種拝
領等有之時ハ不殘兩人之内年寄の方へ引請、惣医師へ悉く割渡す事也

一右兩人部屋住の内ハ俗躰にして被叙從五位下、驢庵家は内匠頭に被任、同家督之節先上京参内して奉伺 天脈、此
時典藥頭に任らる、夫ハ江戸へ下りて後剃髮し、此時法印に被任事也、又其嫡子俗躰にて勤仕す、若禁裏ハ御用之
節ハ嫡子相勤るの由、尤御規式事ニは剃髮にて不成由、然れ共御悩御療治に至てハ夫に不限事也

一右両家より年番に正月屠蘇を 禁裏へ調進之事司之也

昔ハ半井の家之由、是ハ往昔和氣清磨の末葉にして数代の医統にて、武家にてハ室町將軍の時よりの医師の由也、
此由緒を以司之と云々、其後延寿院道三名医たる故此職を同ふすと也

一一位様 月光院様 瑞春院様、其外姫君様方に二三人宛御附之医師有之、法心院殿、蓮淨院殿、寿光院殿へハ右之
内ハ加役に被 仰付之、折節遂参上事也

一禁裏江正月屠蘇調進之事、其年番の家老為名代上京す、則(別段々)縦諸太夫に被任参内す、於紫宸殿御規式有之而屠蘇調進
と云々

一小普請医師の内施藥所を司ル、又医師の嫡子ハ被仰付時、百俵被下置之、施藥所之病人者員数百人の積也、追々願
候者ハ其帳面に記し明キ次第先繰二小屋に入と云々

一別に願に依て施藥所有、是は病人共其医師の宅へ通ひて療治を請る由也

一 御葉草取の役、町人の方にて相勤之、御葉蘭に於て屋敷拝領し、御用次第諸国へ罷越葉草を吟味す、勿論日に金子
壹分宛贈與為旅料被下置之、縦在宿たりといへ共、此格を以て拝領すと也

一 近來葉種吟味之御用向之義芝居町之店に罷在桐山三了手代功者之由ニ而被 仰付之、尤御役料有之由
一 御葉蘭之内に外之療治之事司之者有り、是者御医師の格にハ非す、御雇ひの如くにて格無之由

柳宮勤役録八 大尾

〔付記〕 本史料紹介は、「ひらの古文書を読む会」における活動の成果である。二〇二五年三月まで長年にわたって講師としてご指導を賜った瀬尾敏夫氏、および古文書会の会員各位に深甚なる感謝を申し上げます。